

“子どもの森”はこういう機能を備えた場所です

※図や記載の内容は現在検討している地区の整備イメージであり、今後の検討により変更する可能性があります。
 なお、“子どもの森”は仮称です。

緑のエントランス

エントランスは森のような緑に覆われたオープンスペースです。緑は地区の奥へと段状に広がり、そこには自然と触れ合いながら憩いの時間を過ごしたり、子どもたちが遊ぶことのできる空間が広がります。

にぎわいの中央通り

中央通り沿いは沿道の商店会や店舗と連携し、にぎわいが連続する商業空間になります。

● 集いと憩いの広場空間

中央通り沿いには広場が設けられます。人々が集い、足を止めたり、腰を下ろして時間を過ごすことで、通りの全体ににぎわいが広がります。

駅前周辺の景観や建物の高さに配慮します。建物の屋上や壁面を積極的に緑化します。

防災・減災への取組

地震や台風などの自然災害や感染症対策を見据え、さまざまな防災機能を配置し、地域の防災・減災に貢献します。

- 帰宅困難者の一時滞在施設
- 歩行者ネットワークの強化による避難・誘導路
- 災害時における行政からの情報発信拠点
- 備蓄倉庫、自家発電設備等の防災設備

道路拡幅や壁面

後退により、ゆとりある歩行者空間を確保します。また、すべての人にやさしいまちづくりとして、バリアフリーに配慮していきます。

緑の維持管理については、市民活動との連携や最新技術の活用など、様々な観点から検討します。

駅周辺の交通課題の改善

交通課題の改善に取り組み、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指します。

- 駅前と市内各所を結ぶコミュニティバスの発着所
駅前広場の交通渋滞を緩和するため、コミュニティバスの発着所を整備し、利便性、安全性の向上を目指します。
- 利用しやすい駐輪場や駐車場
- 交通渋滞の緩和に寄与する共同荷捌きスペース

まちづくりに寄与する公共公益施設の整備

家族が子どもたちと一緒に過ごし、地域とともに子どもを育む場所を目指します。また、市民サービスの充実や文化の発信等にも取り組んでいきます。

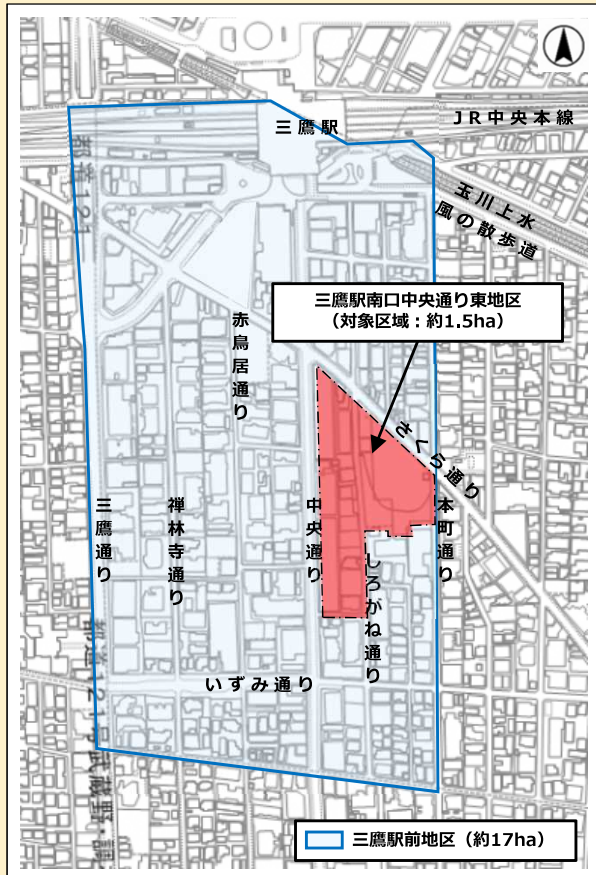
- 人々が集うイベントホール
森の中には、各種イベント会場やコンベンションホールとしての利用など、柔軟かつ多様な使い方が可能なホールを配置します。
- 子どもや子育て世代のための施設
子どもたちやその家族と一緒に遊び、学び、交流するための場所を整備します。
- 分散ネットワーク型の公共施設
市民サービスの質や利便性の向上に資する施設の配置を検討します。
- 文化関連
しろがね通りの沿道には、三鷹の文化・日本文化の発信拠点や、さまざまな世代や国等の交流の場を配置し、ここを拠点に多様な文化的活動を推進していきます。
 - ・ 三鷹の文化を発信する拠点
 - ・ 日本の伝統文化などの学習の場
 - ・ 多世代、多文化、国際交流の場
 - ・ 太宰治の文学施設

しろがね通りの一部遊歩道化と東西ルートの新設により、回遊性の高い安全で快適な歩行者ネットワークを形成します。

“子どもの森”はこのようにつくっていきます

※図や記載の内容は現在検討している地区の整備イメージであり、今後の検討により変更する可能性があります。
なお、“子どもの森”は仮称です。

再開発を検討する対象区域



再開発に係るご意見等につきましては、下記のお問合せ先までお寄せください。

(お問合せ先)

三鷹市都市再生部再開発課
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
TEL 0422-29-9039 FAX 0422-45-1271
Email saikaihatsu@city.mitaka.lg.jp

まちづくりの手法など

事業手法と整備の進め方

まちづくりの事業手法としては、都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業を中心として、効果的な方法の組合せを検討しています。

例えば、地権者の皆様の生活、商店会等の商業活動、駐輪場・駐車場の確保といった整備期間中のまちの機能の維持や早期の防災性向上、工事車両の集中による地域交通への影響の抑制等の観点から、地区を複数の街区に分けて、段階的に整備を進める再開発の方法を検討します。

また、地区全体を一体的で良好なまちづくりに誘導するため、地区計画制度の導入も検討します。

引き続き、さまざまな観点から、当事業の早期実現に向けて検討を進めていきます。

UR都市機構について

当地区の事業は、地権者の一人であり、また、まちづくりに豊富な実績とノウハウを有するUR都市機構をパートナーとして推進します。また、同機構は再開発事業における施行者を担うことが予定されています。

UR都市機構は、市のまちづくりの考えや地権者の皆様の意向等を踏まえ、事業の組立てや計画の策定、個別の地権者との協議等を行うとともに、都市再開発法に基づく各種の手続き、建物の整備等、事業の各段階を主体的に推進します。

資金計画の考え方

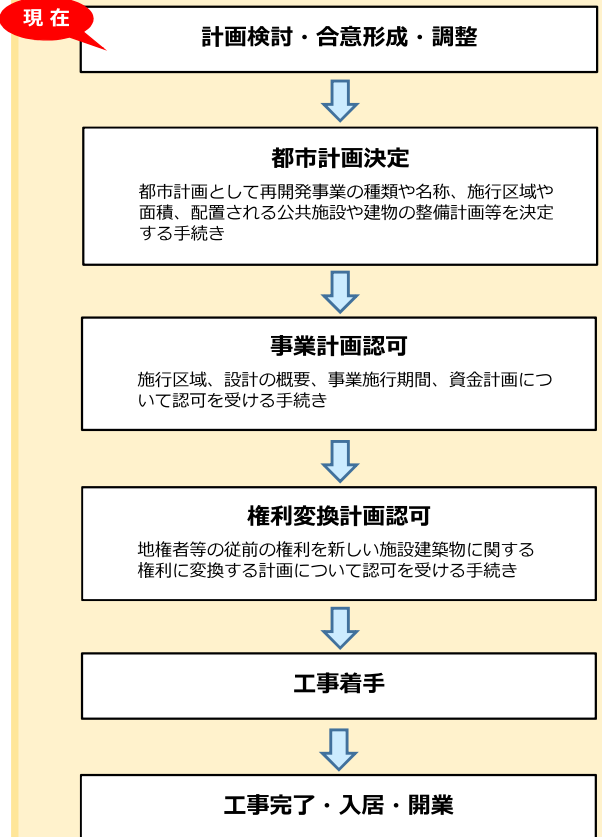
当地区に係る事業費や市の負担額の算出については、更に詳細な建物計画の検討や地権者の皆様との協議、調整等が必要であり、引き続き、事業の収支バランスに留意し、費用対効果の高い計画となるよう検討を進めていきます。

また、市の負担については、国や東京都の各種補助制度等を活用し、負担額の圧縮や支出の平準化を図り、持続可能な財政運営に努めます。

進め方

当地区の事業の中心となる第一種市街地再開発事業については、都市計画決定を目指して、地権者の皆様、UR都市機構、三鷹市が一緒に計画の検討を進めています。

第一種市街地再開発事業の流れ



再開発は、地権者の皆様の財産や生活に関わる事業です。皆様とのお話を重ね、ご理解とご協力をいただきながら事業を進めていきます。

※スケジュールは事業の進捗に応じて決定します。